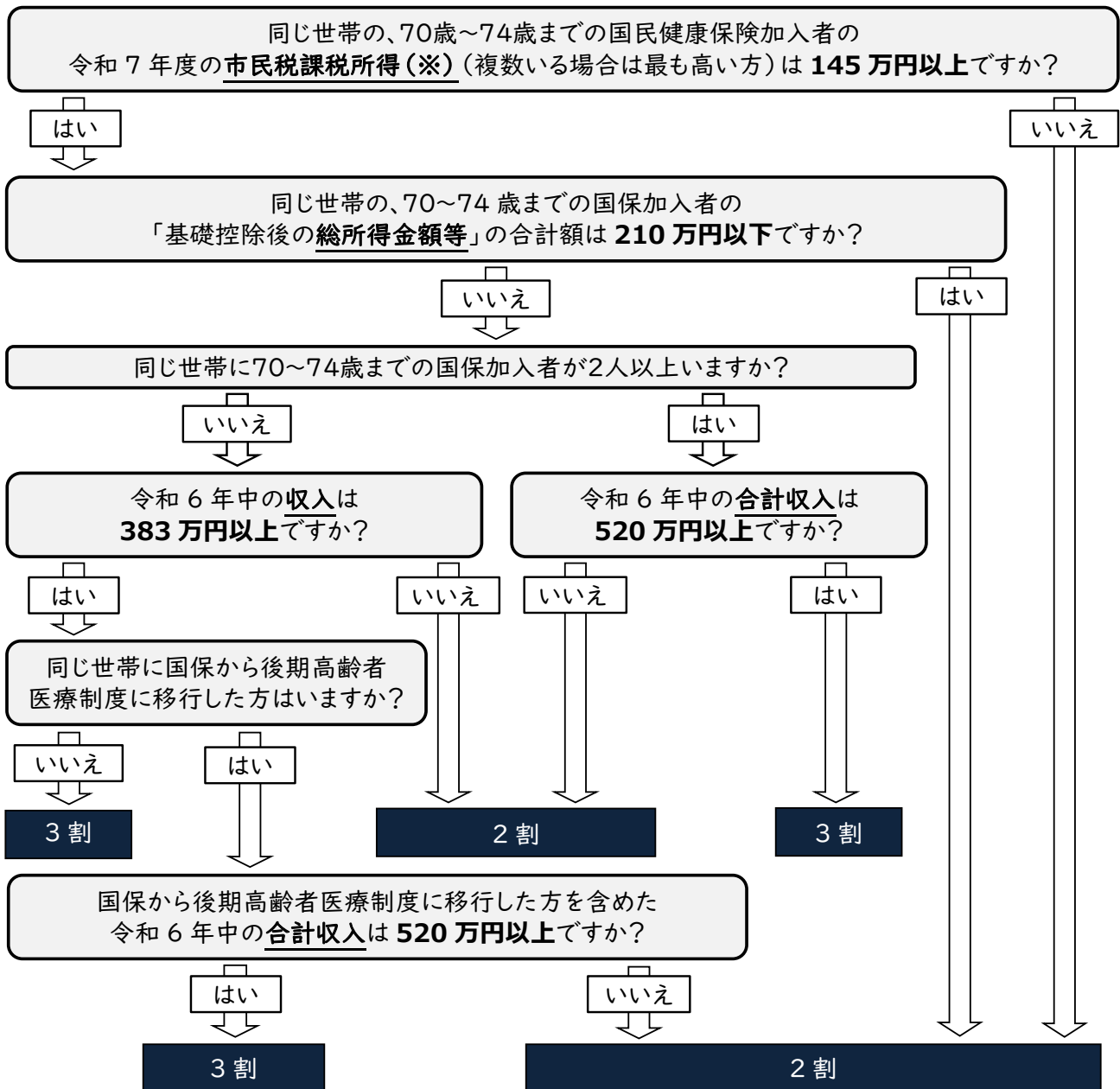


70歳～74歳までの方の一部負担金の割合（負担割合）の判定方法について

医療機関等での一部負担金の割合（負担割合）は、収入、所得に応じて2割もしくは3割となります。
この判定は、「発効期日」から「有効期限」までが対象です。

● 判定方法



※市民税課税所得とは、総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（譲渡所得など）から各種控除をした後の金額です。

収入－年金控除額・必要経費等＝所得

所得－各種控除（社会保険料控除等）＝市民税課税所得

● 負担割合の変更による医療費の返還

所得の修正申告などにより、さかのぼって負担割合が変更になった場合は、医療費の返還をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

春日井市 市民生活部 保険医療年金課（市役所1階）

電話 0568-85-6156 FAX 0568-85-6178